令和３年度 第１１回

御殿場市農業委員会総会定例会

議　事　録

御殿場市農業委員会

開催日時　令和４年２月１０日（木）午後２時００分から３時００分
開催場所　ＪＡ御殿場本店３階講堂
出席委員　（１１人）

１番　田　代　正十志　君	２番　中　村　克　則　君
３番　長　田　正　次　君	４番　大胡田　直　良　君
５番　勝間田　　實　君	６番　瀬　戸　久　志　君
７番　小宮山　光　文　君	８番　勝　亦　里　沙　君
９番　田　代　みよ子　君	１０番　勝　又　英　夫　君
１１番　芹　沢　秋　雄　君	

欠席委員　（０人）

議事日程

１　開　　会
２　会長挨拶
３　議事録署名人の指名について
４　会議書記の指名について
５　報 第１６号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について
６　議案第５０号　農地法第３条の規定による許可申請書の決定について
　　議案第５１号　農地法第５条の規定による許可申請書の決定について
７　議案第５２号　農用地利用集積計画の決定について
８　そ の 他
９　閉　　会

農業委員会事務局職員

山﨑　弘資　　浅水　隆司　　中元　志保　　遠藤　慎也　　杉山　啓介

会議の概要

事務局長	ただ今から令和３年度第１１回総会を開会いたします。
会長	---会長挨拶---
事務局長	ありがとうございました。 本日の出席の報告ですが、農業委員会委員１１名の内１０名が出席、過半数を超えておりますので、本会議が成立することを報告致します。農業委員会総会会議規則　第４条の規定により芹沢会長を議長として、進めます。会長よろしくお願い致します。
会長	これから進行について、私が議長職を務めさせていただきまして、円滑に進めるため委員の皆様にご協力よろしくお願いいたします。 議事録署名人の指名ですが、２番中村克則委員、９番田代みよ子委員にお願いしてよろしいですか。 意義なしという事でよろしくお願い致します。 会議の書記については、こちらから指名させていただきます。事務局の杉山君にお願いします。 日程５　農地法に関する報告に入りたいと思います。 報第１６号　農地法第５条第１項第７号の規定による農地転用届出書の受理について事務局から説明を求めます。
事務局	議案書の１ページをお願い致します。 報第１６号　御殿場市農業委員会規程第１１条第１項第１号の規定により事務局長が専決したので同条第２項の規定により次のとおり報告する。令和４年２月１０日報告。今月の５条の届け出は２件です。
事務局	（番号１～２について内容読み上げ） 整理番号１について、補足説明いたします。議案書では、店舗と記載させて頂いておりますが、詳しくはドラッグストアの建築になります。 以上で事務局からの説明を終わります。
会長	只今、事務局からの説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。 報告事項でございますので、ご了承お願いします。 日程６　農地法に関する議案を議題とします。 議案第５０号　農地法第３条の規定による許可申請書の決定について　を議題とします。

	事務局からの説明をお願い致します。
事務局	議案書の２ページをお願いします。 議案第５０号　次のとおり、農地法第３条の規定による許可申請書が提出されたので、委員会の決定に附す。令和４年２月１０日提出。今月の３条許可申請件数は３件です。 番号１（議案書の内容読み上げ）田　16 ㎡ 譲受人は経営規模拡大のため譲渡人より農地の贈与を受けるものです。 整理番号１について農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 番号２（議案書の内容読み上げ）畑・田　3,540.24 ㎡ 譲渡人は後継者である譲受人に農地を贈与するものです。 整理番号２について農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 番号３（議案書の内容読み上げ）田　1,818 ㎡ 譲渡人は後継者である譲受人に農地を贈与するものです。 整理番号３について農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 以上で事務局からの説明を終わります。
会長	続きまして、調査委員より調査結果の報告をお願い致します。 整理番号１について、担当委員お願いします。
２番委員	整理番号１について報告致します。 調査日は令和４年２月１日。申請人と　現地にて調査致しました。 申請行為ですが、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。 内容ですが、当農地は市道が新設された際、道の両側に分筆された農地の一方で、譲受人の農地と一体で耕作管理を行っていましたが、このほど譲受人の同意が得られたので、所有権移転登記をするための申請です。 取得する農地は自宅前です。農作業従事者は本人夫婦で 50 年の経験があります。農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、耕運機を所有しています。 耕作管理計画ですが、新たに取得する農地はこれまでも水田として一体管理していたので、これからも同様に管理するとのことです。 下限面積ですが、現在所有する農地は 16,717 ㎡で問題ありません。転貸しはありません。 地域との調和ですが、地域農業集落の取決めに従い支障のないように耕作するとのことです。以上です。ご審議のほどよろしくお願い致します。
会長	続きまして、整理番号２番及び３番について、事務局より代読お願い致します。

事務局　整理番号２について事務局から代読させていただきます。
調査日は令和４年２月２日です。譲受人の自宅にて調査致しました。
申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。
内容については、申請人は同一世帯の親子であり、年次計画の下逐一次世代へ贈与していきたいと考えており、本年は申請地について贈与することで話し合いがまとまったので、本申請をするものです。
効率的利用についてですが、今回取得する農地は自宅から 3 ㎞ほど車で 10 分程です。
農作業従事者は本人夫婦と両親の計 4 名で、本人は 40 年の経験があります。
農機具については、コンバイン、トラクター、田植機、軽トラックを所有しています。
また、これまで通り水田及び畑として耕作するとのことです。以上のことから、今後も農地を効率的に耕作管理されると思います。
耕作管理計画については、これまで通り、水田及び畑として耕作管理するとのことです。
下限面積については、今回申請する農地は 3,540.24 ㎡、世帯が所有する農地面積は 6,192.24 ㎡で問題ありません。
転貸しはありません。
地域との調和については、今まで通り地域の取り決めに従い、支障の無いように耕作を行うとのことです。整理番号２については、以上でございます。

続きまして、整理番号３について、代読させていただきます。
調査日は令和４年２月１日です。譲渡人の自宅にて調査致しました。
申請行為については、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。
内容については、譲渡人は高齢になってきたので、譲受人に贈与することにしたとのことです。
効率的利用についてですが、農作業従事者は家族 4 名で、農作業経験は 50 年の経験があります。なお、譲受人は 5 年の経験があります。
農機具については、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機等を所有しています。以上のことから、従前通り効率的に耕作管理されると思います。
耕作管理計画については、登記簿及び現況は田ですが、以前より野菜作りをしており今後も同じように野菜作りをしていきたいとのことです。
下限面積については、現在世帯で所有する農地は田 32,078 ㎡、畑 4,854,44 ㎡、合計 36,932.44 ㎡であり、今回その一部、田 1,818 ㎡の世帯内の所有権移転なので問題ありません。
転貸しはありません。
地域との調和については、従来通り、農業集落の取り決めに従い、耕作を行うとのことです。整理番号３については、以上でございます。

会長　事務局、並びに調査員から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。
無いようなので、採決にはいりたいと思います。
本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）
全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

議案第５１号　農地法第５条の規定による許可申請書の決定について　を議題とします。
事務局から説明お願いします。

事務局　議案書の３ページをお願いします。
議案第５１号　次のとおり農地法第５条の規定による許可申請書が提出されたので委員会の決定に附す。令和４年２月１０日提出。今月の５条許可申請は２件です。
一点議案書の修正がございます。整理番号１の譲受人について、法人形態が抜けておりましたので、修正させていただきたいと思います。正しくは有限会社丸宣エンタプライズとなります。失礼いたしました。

番号１（議案書の内容読み上げ）畑　4.47 ㎡
転用内容は、貸借権の設定による資材置場の設置です。所要面積は、原野を含め
1,249.47 ㎡となります。
農地の区分は、街区の面積に占める宅地面積の割合が４０％を超えるため、第３種農地に区分されます。

番号２（議案書の内容読み上げ）畑　391 ㎡
転用内容は売買による資材置場の設置です。
農地の区分は、いずれの区分にも該当しないため、第２種農地に区分されます。
以上で事務局からの説明を終わります。

会長　続きまして、整理番号１番及び２番について、事務局より代読お願い致します。

事務局　整理番号１番について報告致します。
調査日は令和４年２月５日。双方とも譲受人の事務所にて行いました。
申請行為につきましては、本人が申請したものであり内容に間違いはありません。
転用理由につきましては、申請地の南側にあります宅地に、今現在仮置きしているストーブ用薪を、今回の申請地へ移転させ、資材置場として管理したいという申請でございます。また、譲受人は不動産業及び倉庫業を営んでいることから、事業内容からみて、適正であると思われます。
資金につきましては、自己資金で賄うとのことです。
申請地のほかに、他の権利を有するものはありません。
他法令についてですが、特段ないとのことです。
転用時期の開始時期につきましたは、許可後すぐに着工するとのことです。
転用面積につきましては、大部分は原野を利用した計画となり、また周辺に農地が混在しないということから、転用の面積は最小限であると思われます。
その他の許可要件につきまして、適合していると思われます。

以上で整理番号１番の報告を終わります。
続きまして、整理番号２番について報告致します。
調査日は令和４年２月４日。双方とも現地にて行いました。
申請行為につきましては、本人が申請したものであり、内容に間違いはありません。
転用理由につきましては、現在資材置場として利用している川島田の土地を地主の意向により返却することとなったため、新たに資材置場をできる土地を探していたところ、知人である譲渡人の芝畑の一部を提供いただけることとなったため、今回の申請に及んだものであります。このため、必要性がありやむを得ないと思われます。
資金につきましては、自己資金で賄うとのことです。
他の権利設定者はありません。
他法令関係につきましては、特段ないとのことです。
転用の開始時期につきましては、許可後すぐに着工するとのことです。
転用の面積につきましては、391 ㎡であり最小限であると思われます。
周辺への影響につきましては、万が一被害が発生した場合は、責任を持って対応するとのことです。以上で整理番号２番の報告を終わります。よろしくご審議のほどお願い致します

会長　事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。

無いようなので、採決に入りたいと思います

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

次に日程７　農業経営基盤強化促進法に関する議案を議題とします。
議案第５２号　農用地利用集積計画の決定について事務局から説明お願い致します。

事務局　議案書の４ページをお願い致します。
議案第５２号　農業経営基盤強化推進法第１８条第１項の規定により、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたので委員会の決定に附す。令和４年２月１０日提出。

議案書４ページ及び５ページの議案第５２号別紙資料　農用地利用集積計画申出書一覧表をご覧下さい。
本議案は、公告予定日が２月１４日の利用集積計画となります。
本議案における計画は農地中間管理事業による利用集積が１件で、面積 2,256 ㎡、農地を転貸しする者は静岡県農業振興公社です。

番号１（内容読み上げ）計　２筆　2,256 ㎡

以上で事務局からの説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い致します。

会長　　只今事務局から説明がございました。ご意見、ご質問等ございませんか。
無いようなので、採決に入りたいと思います。

本案について賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

全員賛成のようですので、本案については、原案どおり決定いたします。

これをもちまして、日程を終了しましたので、事務局にお返しします。

事務局　　会長ありがとうございました。
その他について、連絡させていただきます。

（連絡事項）
１．農業会議情報について
２．物品の回収について
３．３月１８日締め切りの農業委員会議案の調査について
４．親睦会費について
５．駿東地区農業委員会協議会の視察研修にかわる物品配布について
６．次回総会　３月１０日（木）午後２時００分
ＪＡ御殿場本店３階　講堂
連絡事項は以上です。

事務局長　　委員の皆様方から、何か連絡事項等ございませんか。
それでは、以上をもちまして、令和３年度第１１回総会を閉会いたします。

議　　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　　２番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　　９番＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿